

地域圏フードシステム構築におけるアソシエーションの役割と可能性

——フランスを事例に——

大住 あづさ

要旨

フランスでは、2014年より地域圏食料プロジェクト（PAT：projets alimentaires territoriaux）を制度化し、地域圏の単位でのフードシステムの再検討・再構築に取り組む。共同的・集団的アプローチを特徴としており、そこでは様々な目的・専門性を持つアソシエーションが自治体等のPAT実施主体と連携し、自治体等もまたアソシエーションを形成している。これらのアソシエーションは、PATの経験やスキル（savoir-faire）の共有や、PATに組み込み可能な活動・ツールの提供など、重要な役割を担う。歴史的には、アソシエーションが取り締まりの対象になった時期もあったが、現在では市民や事業者の活発な社会的活動の基盤となっている。国内においても地域圏フードシステムの再検討・再構築が必要とされており、フードシステムに関わる社会的活動を活性化するための議論や見直しが課題となっている。

キーワード：地域圏フードシステム、地域圏食料プロジェクト、アソシエーション、専門職業組織、社会的活動

目次

はじめに

1. 地域圏食料プロジェクト（PAT）とアソシエーションの役割
2. アソシエーションとは－特徴、歴史的経緯とその意義－
3. 地域圏フードシステムの構築における社会的活動の可能性－結論にかえて－

はじめに

現代のグローバル化された食料供給モデルが私たちの社会や環境、食生活に多くの課題を引き起こしているとの認識を背景に、フードシステムを地域圏単位で再検討・再構築する動きが各国で広がっている。このうち政策レベルでの枠組みを整えた例として、フランスの地域圏食料プロジェクト（PAT：Projets alimentaires territoriaux）がある（新山，大住，上田 2021）。そこでは、地域ごとに異なる課題にあわせ、目的や具体的なアクションプランを策定することが求められ、このプロセスに様々なアソシエーションが加わる。本稿では、フランスのPATにおけるアソシエーションの役割から、地域圏フードシステムの構築にアソシエーションが関わる意義や可能性を考える。

1. 地域圏食料プロジェクト（PAT）とアソシエーションの役割

PAT（2014年の農業・食料・森林未来法）は、地域圏化されたフードシステムの構築を目的としているが、この「地域圏（territoire）」とは、自然条件や人間活動における一定のまとまりのある地域を意味する。PATは、地域圏の単位でフードシステムの関係主体の結びつきを強化し、市民が求める多様で品質の良い食品の供給力の向上などの課題を解決しようとする点で、これまでの地産地消の取り組みとは異なる。また、目指されるのは、あくまでも地域内と地域外のフードシステムのより良いバランスである。したがって、PATは自給自足を目指す取り組みではない（新

山, 大住, 上田 2021)。

PAT で取り組むべき課題は経済・社会・環境と多岐にわたる。例えば、経済的側面では、地域の人々が求める多様な品質の良い食品が十分に入手できる状態になっているかということが問題にされる。また、食の文化遺産、責任ある消費の推進や社会的弱者の問題などの社会的側面や、農地や農業生産の方法、廃棄などの環境的側面も扱われる(詳細は大住 2021)。また、地域ごとに現状や課題の優先順位、実行可能な解決策は異なる。そのため、PAT では、「地域圏内のすべての利害関係者との協議により (LAAF 法 Article 39, 2014 年)」、取り組みの目的や具体的なアクションプランを策定する必要がある。また、この協議は、「農業と食料に関する共同の診断 (同上)」にもとづいていなければならない。以下で、PAT の共同性、集団性をよりよく理解するために、PAT 構築の手順を紹介する。PAT 構築には法律で定められた統一の手順は存在しないが、PAT への技術的支援を行う農業総局 (DRAAF) などがガイドの中で手順を示しており、それらをまとめると概ね以下のような手順となる (大住 2021)。はじめに自治体等の PAT 実施主体が、① PAT 構築に加わる地域のアクター (関係機関、非営利組織、事業者等) を特定し、② その中から PAT に動員可能なスキル、部署、人員の特定を行う。また、③①で特定されたアクターの活動のテーマ、活動地域の範囲に従い位置づける。この作業はどのアクターにアプローチすることにより、どの地理的範囲に働きかけができるのかを把握しやすくする意図があると考えられる。そして、④現在の地域圏のフードシステムの状況や課題について量的・質的に把握を行う (共同の診断)。既存のデータがない場合には、集められたアクターのそれぞれが把握していることを持ち寄り、状況を把握する。さらに、⑤具体的なプロジェクトとその各段階についてのガバナンスについても議論を行うとともに、まだ修正が可能な段階で⑥市民の意見表明の場も設け、そこでの意見も反映する (すべての利害関係者による協議)。

PAT を主導するのは、多くの場合、都市や地方中核都市などの自治体 (特に複数のコミュニティで形成された広域行政組織) である¹⁾。そのため自治体等の PAT をまとめる機能・役割が最も重要ではあるが、PAT の集団的・共同的なアプローチには、様々なアソシエーションが関与している。関与の仕方には、いくつかのタイプが存在しており、代表的なものを以下で紹介する。

1) PAT に関する研究の蓄積と経験の共有 : Terres en ville、RnPAT

Terres en ville は、都市部の拡大と周辺農村地域の課題に取り組むために、2000年6月に設立されたアソシエーションである。25の都市圏共同体 (Communauté d'agglomération) が加盟しており、それぞれ自治体と農業会議所から1名ずつの2名が共同代表者となる仕組みになっている²⁾。このアソシエーションは、都市と都市周辺地域における持続可能でバランスのとれた計画と開発を実現することを目的に、①構成員間の savoir-faire (経験やスキル) の共有・交換、②共同で実験的取り組みをしていくこと、そして③都市と農村をめぐる議論に貢献することを活動目的としている。そのなかで、Terres en ville は PAT に先駆けて、フランスの都市と農業生産の再地域化に関する研究プロジェクトを実施し、これが PAT やそこで実現する地域圏化されたフードシステムの構想にもつながったと考えられる (新山, 大住, 上田 2021)。

Terres en ville の活動は PAT の法制化までの動きにとどまらない。Terres en ville は、全国農業会議所 (APCA : Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture)、全国都市計画機関連合 (FNAU : Fédération Nationale des Agences d'Urbanisme)、フランス広域行政組織連合 (IF : Intercommunalités de France)、そしてパリ、ナント、リヨン、グルノーブル、モンペリエそれぞれの研究機関と共同で、PAT 全国ネットワーク (RnPAT) を設立した。FNAU、IF もアソシエーションである。これらの連携はジュベール・センター (Pôle Joubert) という、都市に関わる様々なテーマを扱う自治体系アソシエーションが連携をはかるための拠点を通して行われた³⁾。農業・食料政策に限らず、自治体が地域の課題に対し、実験的な取り組みや経験の共有を行うためにアソシエーションを組織して連携し、さらに政策的な提言につなげている状況が伺える。

現在 RnPAT は、Terres en ville が APCA と共同で運営し、4名の職員を有している。86の PAT を実施する地域圏あるいはこれから実施しようとする地域圏 (主に広域行政組織) とそれらのいくつかのネットワーク、約50の関連する経済分野や市民社会のアクター (農業会議所や農業食料分野に関連する全国的なアソシエーションなど)、



12の教育・研究機関が加盟する（2021年11月時点）⁴⁾。現在第2期と位置付けられており、第2期の活動目的は、①すべての関係者の間で、持続可能な食とPATの問題に対する認識を高め、関係者の輪を広げ、ネットワークを強固なものにすること、②各地での経験を蓄積し、PATの取り組み効果の評価方法を確立すること、③アクターのPATの構築と実施に関する伴走支援を行うこと、④PATの戦略的分野にイノベーションをもたらすこと、⑤異なるスケールや地域間での食料政策の調整に貢献することとされている（RnPAT 2018）。実際に、RnPATはこれらに関する研究を支援し、ホームページ上でPATを計画・実施する自治体等に向けた情報を公表している。また、構成員がそれぞれの取り組みについて、情報を得たり、経験を共有するためのイベント、セミナー、研修等も開催している。RnPATの活動は、savoir-faire（経験やスキル）の共有や実験的取り組みの実施といった活動を通して Terres en ville に蓄積されたネットワークや専門性、スキルを活かしたものとなっている。

2) PAT に組み込み可能なツールの提供：FNAB

全国有機農業連合（FNAB：Fédération Nationale d'Agriculture biologique）は、地域単位・品目単位で形成される有機農業生産者の農民組合等が構成員となるアソシエーションであり、全国の有機農業生産者を代表する。16名の職員を有し、有機農業を推進するための多様な活動を担う。FNABはPATに組み込むことが可能なツールとして、世帯のポジティブフードチャレンジ（défi « foyers à alimentation positive »）プログラムを提供している。このプログラムでは、自治体等が主体となり、地域の食費が限られる世帯に参加を促す。参加者に、実生活の中で食事の改善にチャレンジしてもらうことで、予算が限られていても有機や地域の食品を購入し、おいしく栄養バランスの取れた食事を実現できることを伝えるプログラムになっている⁵⁾。そのプロセスは以下の通りである。はじめに、自治体など地域で中心となってプログラムを実施する主体を決める。次に参加する世帯を募り、それらを最大15世帯ずつのグループに分ける。そして、参加者は食品購入の記録をとりながら、グループごとにお金をかけずに健康的な食生活を送るためのワークショップ（料理、ガーデニング、食品廃棄を避けるための行動など）や農場の訪問に参加する。記録は、参加者自身が何を購入しているのかを知り、今までの行動をどのように変えたいか、変えることができるかを考えるきっかけとなる。

このプログラムは、FNABの構成員であるCorabio（ローヌ＝アルプス地方の有機農業者によるアソシエーション）が地域で実施した取り組みに着想を得ている。これを、FNABがより一般的に使用可能なプログラムとして発展させ、プログラムの内容や成果を公表し、利用者を募っている。Toulouseメトロポリ⁶⁾では、PATのなかでこのプログラムに取り組んでいる（新山、大住、上田2021）。FNABの例は一例に過ぎないが、自治体の農業・食料政策担当者が、PATのなかで課題に取り組もうとするときに、様々なツール・プログラムがアソシエーションから提供されている。このFNABも前述のRnPATへ加盟している。

3) PAT と地域の社会的活動に取り組むアソシエーションの連携

個々のPATには、地域で農業・食品分野に関連した社会的活動に取り組むアソシエーションが加わる。全てをあげることはできないが、例えば、フランス西南部の中規模都市ベルピニャンのPATの例では、生産者のマルシェ、AMAP⁷⁾や連帯的食品店⁸⁾、地域の家庭菜園などと連携を行っており（Perrin and Soulard 2014）、これらの主な組織形態はアソシエーションである。前述のように、あくまでもPATの計画や実施を主導するのは自治体等の実施主体であるが、地域でフードシステムの特定の課題に関して活動するアソシエーションとの連携も重要である。PATで扱われる地域のフードシステムの課題は、社会、経済、環境の側面を含み非常に幅広い。自治体が個別のアソシエーションを結びつけ、支援することにより、自治体のみでは手に余る多種多様な課題に取り組むことができる。その際、自治体が扱いきれないことをただアソシエーションに任せるというのではなく、どのように自治体が支援することで、アソシエーションがより活発に活動できるかという視点が必要になるだろう。

4) PAT における産業のアソシエーションの役割

PAT構築の共同の診断と協議のプロセスには、産業の専門職業間組織（IO：interprofessional organisation）が、

関係者として加わる。フランスのIOは、特定の品目についての川上から川下までの職業組織 (professional organisation) が構成員となるアソシエーションである (詳しくは、新山ら 2014)。IOはその重要性に反して、フランスでも研究があまり進んでいない分野といえる。Shepherd and Cadilhon (2010) によると、そのはじまりは、戦後の食糧不足やその後の農産物過剰に関わる調整をするために行われた組織化であった。特定の農産物の販売促進、農業者と食品企業間の問題解決、生産計画、販売に関する規制などを行っていた。さらに、時代を追うごとに、食品の安全性、トレーサビリティ、環境保護 (Shepherd and Cadilhon 2010)、より近年では、食育・食文化の保護、産業内の公正な取引実現のための価格・取引の観測など、多様な役割を担うようになってきている。一貫して、産業の代表組織でありながら、産業利益の追求だけではなく、その時々で必要とされる公益性を持った活動を担ってきた。

PATの構築には、IOのなかでも、特に生鮮の青果のIOである Interfel (Interprofession des fruits et légumes frais) や肉牛・牛肉のIOである Interbev、有機農業のIOである Interbio の関与がみられる⁹⁾。IOは全国的組織である一方で、PATは地域圏単位で実施されるため、IOの支部組織やIOの構成員が実質的な活動に加わることが多い。IOのPATでの役割の全体像が把握できる資料はないが、例えば Nouvelle-Aquitaine レジオン¹⁰⁾ (Région) では、IOの Nouvelle-Aquitaine 支部が、PATの協議組織に加わっている。これは、PATを契機ににわかには連携を開始したのではなく、PAT以前からレジオンの農業食料政策をめぐる協議にはIOが加わっている。

さらに、IOはそれぞれの専門分野にあわせて、PATのなかで様々な活動に取り組む。Interbevは Beef Carbon Nouvelle-Aquitaine プロジェクトを実施している。フランスでは、牛肉の生産と消費が食事関連の温暖化効果ガスの大きな割合を占めることが問題になっている。このプロジェクトでは、地域の希望する24の畜産事業者が環境負荷改善のためにCAP2ER¹¹⁾ 診断を実施した。Interbev Nouvelle-Aquitaine がコーディネートし、レジオン、環境エネルギー制御局 (ADEME: Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Energie)、EUのFEADERから資金が提供されている。Interbioは集団給食に関する地域センターを運営している。活動にはレジオン農業総局 (DRAAF) およびレジオン健康総局 (ARS) から6万ユーロ、レジオンから3万9千ユーロの支援を受けている。域内の自治体の集団給食における有機や地場産の食品供給の強化に貢献している。産業のアソシエーションのPATへの関わりは、IOに限らない。Nouvelle-Aquitaine と Midi-Pyrénées の青果物生産者のアソシエーションである Apfelso は、生産者組織による地域の青果物流通プラットフォーム運営の実験をジロンド地方で行っており、これにはDRAAFから1万ユーロが支援されている (Région Nouvelle Aquitaine 2021)。

2. アソシエーションとは—特徴、歴史的経緯とその意義—

以上のように、フランスでは地域圏フードシステムの構築をめぐり、様々なアソシエーションがはたす役割をみてきた。本節では、これらのフランスのアソシエーションがどのような特徴をもつか、その歴史的経緯やアソシエーション振興の意義をみていく。

1) アソシエーションの概要—一般社団法人との比較から—

フランスのアソシエーションは、「利益の分配以外の目的で、2人以上の人がスキルや活動を継続的に共同化するための契約 (1901年法、article1)」と定義されている。今日、スポーツや文化など余暇活動から、教育、医療、福祉、地域発展、社会的統合などの公益性のある活動まで幅広い非営利活動に対応する組織形態となっている。個人だけでなく、会社、アソシエーション、地方自治体なども構成員になることが可能である。アソシエーションを設立することにより、集団は法人格を持つことができるようになる。また組織の運営は理事会・総会での協議にもとづくので、小さな社会活動や余暇の集団であっても組織の透明性、社会的信頼性を確保することが可能である。表1にフランスのアソシエーションと日本の一般社団法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定) の設立時の手順や要件等を比較したものを示した。日本の一般社団法人も非営利活動に対応する組織であるが、アソシエーションより、設立手続きが煩雑で費用も高い。設立時点の負担の低さも、今日フランスで多種多様なアソシエーション活動が行われる要因の1つと考えられる。

表 1. アソシエーションと一般社団法人の設立要件や手続きの違い

	フランス（アソシエーション）	日本（一般社団法人）
人数要件	構成員 2 人以上 会社、アソシエーション、地方自治体も可	社員 2 人以上（一般社団法人） 法人も可、任意団体は一定の条件下で可
手続き	定款を作り、設立時総会で承認する→定款と設立時総会の議事録を県庁に提出→審査を経て設立	定款作成・実印の印鑑証明書作成→公証人役場での定款の公証→法人印の作成→法務局での設立登記
費用	審査に 5 千円程度	公証人役場の手数料、法務局への登録免許税、法人印の作成などで 10 数万円
その他	設立構成員のサイン	各社員の実印、法人印、それらの印鑑証明書

出典：筆者作成

注：日本の一般社団法人の社員は、議決権のある構成員のことである。

フランスのアソシエーションは、アソシエーションや地方自治体もその構成員になることができる。これにより、前節に示したように、PAT の構築や実施に関する連携の基盤として機能している。一方、日本でも自治体が一般社団法人を構成することは可能であるが、地方自治法の「協議会」制度を活用することがより一般的である。協議会には、事務の一部を共同して管理・執行する管理執行協議会、事務の管理・執行について連絡調整を図るための連絡調整協議会、広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための計画作成協議会の 3 種類のみが認められており、その活用の幅はあまり広がらないことがわかる。フランスの自治体のアソシエーション活動のように研究を支援したり、実験的な取り組みを行い、その経験を共有したりといった自由な活動することは想定されていない。さらに、協議会はあくまでも別々の組織が集まり連携するための協議の場でしかないが、アソシエーションは独立した組織である。最後に、フランスのアソシエーションが、専門的な職員を雇用し、活発に活動できる背景には、EU や国の公的資金による支援があることを忘れてはならない。支援の割合はアソシエーションの規模や公益性の高さ、活動分野等によって異なるが、平均して予算の約半分程度を公的資金によって支えられている（白鳥 2012）。

2) アソシエーションの歴史的経緯

以上のように、活発な市民活動・社会的活動の基礎となっているフランスのアソシエーションであるが、歴史的にはたびたび取り締まりの対象となってきた。革命後、反結社法（ルシャプリエ法、1791 年）などの結社を禁じる法律ができ、再び公に認められるにはアソシエーション法（1901 年）を待たなければならなかった。その歴史については、高村（2007）が詳しい。結社が取り締まりの対象となった理由は時代ごとに異なる。革命直後には、フランス革命がコルボラシオン¹²⁾による体制を否定するものであり、歴史を繰り返してはならないという根強い共通認識にもとづいていた。その後も、結社が民衆を政治的に扇動し、治安を悪化させるとの懸念が施政者につきまとっていた。そして、アソシエーション法成立の前には、結社の一種とみなされ当時権力を持った修道会と政権との確執が、法制化の足枷になっていた。

一方で、人々が集まって活動を共にすることの自然な必要性から、社会から結社がなくなることはなかった。多くの時期において、結社を取り締まる法律が存在するにも関わらず、治安を脅かさない結社については活動が黙認されていた。当時の「結社」には、現在のアソシエーションだけでなく、様々な非営利組織が含まれていた点に注意が必要である。職業関連の組合も趣味のクラブも政治団体も全て結社であった。その後、相互扶助組合（1850 年）、可変資本会社（＝現在の協同組合・1867 年）、職業組合（＝現在の労働組合・1884 年）、共済組合（1898 年）などが社会からの必要性に迫られる形で、定義・法制化されていった¹³⁾。また当時、教育は修道会が担っていたが、1882 年に政府は修道会による教育を廃止し、公教育を実現、政教分離に至る。そして 1901 年法により、アソシエーションが定義・法制化されるに至った（高村 2007）。

3) アソシエーションが果たす社会的役割・意義

アソシエーションにはどのような社会的意義・役割が期待されているのだろうか。まず一つ目に、個人の自由の拡大がある。これは、オディロン・バロー（高村 2007）の「孤立し、個々のままの人間は何もなすことができない」という言葉にも現れる。結社の権利とは、「結社を形成することで市民的・社会的な生活のあらゆる場面において能力や資本や力や思想や発見物を共有する権利」である。何かを実現したいと個人が考えたときに、同じ目的を持った個人がアソシエーションを組織し、その資源や活動を共有する。通常個人では達成不可能な活動を実現することができるようになる。

次に、政府や自治体が供給しきれない社会的な役務を提供する点でも、アソシエーションは有用である。現代では人々の暮らしやそこにおける課題は様々であり、政府や自治体が全ての人々の必要性を満たすことは困難である。多様なアソシエーションが活動することにより、社会の改善や人々の暮らしの向上につながる多様な課題に取り組むことが可能になる。

さらに、特定の集団をまとめる中間的組織が存在し、その中で日常的に意見の集約が行われることによって、政府や自治体等と人々や個別の事業者との間での対話が促進され、議論を進めながら政策を立案・実行できる。この最も特徴的な例はIOである。特定の課題に関して、全ての事業者の意見を把握することは、大きな費用・労力が必要になり困難である。しかし、IOが機能していれば、IOに聞き取りを行うことで産業全体の集団的な意見を集めることができる。またIOの構成員は、農業者の組織、加工事業者の組織といった段階ごとの組織（PO：Professional organisation）であるが、それらが平等な議決権を有し、意思決定は全会一致で行うことが法律で定められている。通常産業の異なる段階の間には利害関係の不一致も存在するが、これらの仕組みにより、IOはフードチェーンに関わる産業全体の意見を代表することができる。

3. 地域圏フードシステムの構築における社会的活動の可能性—結論にかえて—

以上より、限られた文献を元にしたものではあるが、フランスを事例に、アソシエーションのPATにおける役割や、フランスでのアソシエーションのなりたちとその意義を検討した。地域圏単位でのフードシステムの見直しと再構築は日本国内でも必要とされる。しかし、フランスの多種多様なアソシエーションの活動とその役割をみると、日本国内の現状との違いが明らかである¹⁴⁾。そこで、特に日本で同様の取り組みを実現するために、フードシステムに関わる社会的活動にどのような議論や検討が必要かを示し、結論に変えたい。

第2節でフランスと比較を行なったように、日本にも一般社団法人の制度があり、自治体が連携を行うための措置も確保されている。しかし、フランスの例をみると、まだ十分に活用できているとは言えない。同時に、これらの組織が利用しやすく、社会的活動を活性化できるような制度になっているか再検討する必要がある。これから人口が減少していくなかで、私たちが今より少ない人数で地域や社会、フードシステムを支え、暮らしの豊さを実現していくには、社会的活動の役割を見直し、その活性化の方法を模索する必要性は高まるだろう。

またフランスでは以前から自治体がIOなどの関係者を集め、農業食料政策について議論する状況があり、PATについての議論をすることが可能になっている。IOは日本には馴染みがないように思われがちであるが、日本でもJミルクがフランスのIOに最も近い活動を行なっている。Jミルクの構成員は、中央酪農会議等の酪農農業者の組織、日本乳業協会等の乳業の組織、牛乳販売店の組織である全国牛乳流通改善協会である。専門職員を有し、市場観測、安全性確保と品質の向上、餌代高騰などの産業課題への対応、コロナ下での需要の減少に関する需給調整など幅広い活動を行なっている¹⁵⁾。IOについては、近年先進国のみならず、発展途上国でも産業と社会の発展に必要な不可欠なインフラとして導入が進む（Shepherd and Cadilhon 2010）。その構成員である水平的な産業組織（PO）が機能しなければ、IOも十分に機能しないなど、導入は簡単ではないが、IOやPOの役割と国内への導入や強化に関する検討が必要である。あわせて、IOがどのような経緯や議論を経て組織され、産業の公益的な活動を担う組織として重要な役割を果たすようになったかについて、フランスでも十分に明らかになっておらず、その詳細な検討が待たれる。

さらにアソシエーションを財政的に支援する仕組みについても考慮する必要がある。フランスのアソシエーション



は、約50%にも及ぶ公的資金を受けており、これにより常勤の職員の雇用、研究機関との連携、構成員の会合などの専門的な活動を実現できていた。財源が必要にはなるが、アソシエーションへの公的資金の投入には、一定の費用削減効果も期待できる。例えば、日本では新しい政策の導入時には、省庁の職員が全国をまわり説明している。フランスのようにIOやPOが機能していれば、政策をつくる時点で議論を重ねることができ、産業の実情に合った効果的な政策設計ができるだけでなく、改めて伝えてまわる必要もなくなり、一挙両得である。

最後に、フランスでは、全国的なアソシエーションであっても、地域ごとの支部が機能し、それらが地域圏単位の議論に加わる点も重要である。これは、地域で自然発生したアソシエーションが後に全国組織を形成するようになるケースが多いと推測される。個人の乱暴な要求である意見（*opinion*）と、それらが一定の集団内で議論や批判的検討を経て洗練された公論（*opinion publique*）が区別される（高村 2007）というが、PATのプロセスで求められているのは後者である。個人の意見はあくまでも個人の意見であり、それらを集めても、地域のフードシステムの現状や課題を的確につかむことは難しい。かといって、組織をつくっても、そこでの議論が機能しなければ、やはり効果的なPATの構築・実行はできない。フードシステムの様々な側面に対応する集団的・社会的活動が必要ではあるが、時間をかけ、地道に育てていく以外に解決策はないだろう。

注

- 1) メトロポリなどの広域行政組織がPATの実施主体としては一般的であるが、自然公園、地域農村調整センター（PETR）などがPATの実施主体になる場合がある。一方、営利組織はPATの実施主体になることはできない。
- 2) Terres en villeの説明は同アソシエーションのホームページによる（<http://terresenvilles.org>, 2022年1月28日閲覧）。
- 3) 説明はIF（2021年10月の改称以前は、Assemblée des Communautés de France）のホームページによる（<https://www.adcf.org/>, 2022年1月28日閲覧）。
- 4) 説明はRnPATのホームページによる（<https://rnpat.fr/>, 2022年1月28日閲覧）。
- 5) 説明はfoyers à alimentation positiveのホームページによる（<https://www.foyersaalimentationpositive.fr/>, 2022年1月30日閲覧）。
- 6) 都市の広域行政組織の一種。
- 7) 農民的農業保護協会。生産者と消費者が直接契約し、有機農産物をバスケット形式で販売・購入するためのアソシエーションの一種。
- 8) アソシエーション等が運営し、経済的に困難な状況にある人々が利用できる食品店。一般的な小規模スーパーマーケットの形式で、品質の良い食品を市場価格の10%～30%の価格で購入することができる。利用するには、経済的状況についての審査が必要である。従来の食料配布型の支援と異なり、利用者が自ら商品を選ぶことができる。フランスでは、公的資金が投入され、自治体の支援とも連携している。
- 9) 有機農業・食品のIOは、1901年法にもとづくアソシエーションであり、有機農業・食品の川下から川上までのアクターで構成されているが、その決定が産業全体に拡張され適用される厳密な意味でのIOではない。これは、IOが基本的には品目ごとに構成するものと定められており、有機であっても各品目ごとのIOに含まれ、重複して法律上の権限を持つIOを設置することができないためと考えられる。一方で、有機農業・食品の産業全体の意見を集約し代表する組織が必要との観点から、地域ごとに設立されていると推測される。
- 10) Régionの訳としては、「地域圏」が一般的であるが、本稿ではterritoireを地域圏と訳しているため、混同を避けるためにレジオンと訳している。
- 11) CAP2ER診断は、畜産関係者が農場の環境負荷を評価し、改善すべき点を特定することを目的とする。
- 12) フランス革命以前の同業組合。集団の利益を優先し、公共の利益を損なうものとして、糾弾された。
- 13) フランスのみで発展したのではなく、当時、ドイツ・イギリスなどの近隣諸国の法制度とも影響を及ぼしあっていた。
- 14) 日本で地域圏フードシステムの見直しに取り組む際の様々な課題については、新山（2021）でも議論されている。
- 15) 説明はJミルクのホームページによる（<https://www.j-milk.jp/>, 2022年2月2日閲覧）。

引用文献

- 大住あづさ（2021）「フランス・地域圏食料プロジェクトの方法論－共同の診断と協議－」『農業と経済』2021年秋号:148-164。
- 白鳥義彦（2012）「現代における「結社」」『神戸大学文学部紀要』39:19-37。
- 高村学人（2007）『アソシエーションへの自由－（共和国）の論理－』勁草書房。
- 新山陽子（2021）「地域圏フードシステムの構築－フランスの地域圏食料プロジェクトから日本のあり方を考える－」『農業と経済』2021年秋号:29-45。



新山陽子・大住あづさ・上田遥 (2021) 「フランスにおける地域圏食料プロジェクトと地域圏フードシステム－トゥールーズ・メトロポルの事例を踏まえて－」『フードシステム研究』28 (1) : 29-45。

新山 陽子, 高鳥毛 敏雄, 関根 佳恵, 河村 律子, 清原 昭子 (2014) 「フランス、オランダの農業・食品分野の専門職業組織－設立根拠法と組織の役割、職員の専門性－」『フードシステム研究』20 (4) : 386-403。

Région Nouvelle-Aquitaine (2021) Feuille de route pour une alimentation durable et locale en Nouvelle-Aquitaine Bilan 2018-2019, <https://www.calameo.com/read/00600927106693c7f47e2>, 2022年2月1日アクセス

RnPAT (2018) Réseau national des Projets Alimentaires Territoriaux (RnPAT) Saison2, <https://rnpat.fr/wp-content/uploads/2018/07/rnpat11-off-saison2-16avril-2018.pdf>, 2022年1月25日アクセス

Shepherd, A. W., J. -J. Cadilhon and E. Galvéz (2010) Les associations interprofessionnelles sont-elles un outil de développement des filières?, FAO, Rome, <https://www.fao.org/3/i0945f/i0945f.pdf>, 2022年1月25日アクセス

(おおすみ あづさ 鹿児島大学農学部・助教)